

特別措置の内容および申込み方法

<当社と託送供給等契約を締結している小売電気事業者さま>

被災された電気の使用者を需要者とする供給地点について、以下の特別措置を適用します。

1. 工事費負担金 (※) の免除

2024年6月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金を免除します。

2. 臨時工事費 (※) の免除

2024年6月末日までの間、臨時に電気を使用される場合には、臨時工事費を免除します。

3. 諸工料 (※) の免除

2024年6月末日までの間、引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

※ 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、電気を供給するために施工される設備にかかる工事費のうち、当社と託送供給等契約を締結している小売電気事業者さまにご負担いただく費用をいいます。

なお、特別措置の適用を希望される小売電気事業者さまは、当社のネットワークサービスセンターまでお申込みください。

以 上